

1 事業名

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正

2 事業の概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- (1) 既存住宅における長期優良住宅建築等計画認定申請の制度創設に伴う審査手数料の新設
- (2) 租税特別措置法及び建築基準法の改正に伴う規定の整備

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

長期優良住宅の普及の促進に関する法律、所得税法、租税特別措置法、建築基準法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

新

旧

議案第61号 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

別表第2 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (市長への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
略		
28	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	略
29	法第85条第7項の規定に基づく特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	略
略		
42	法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	略
43	法第87条の3第7項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	略
略		

別表第4 (第2条関係)

租税特別措置法関係手数料

項	区分	金額
1	租税特別措置法 (略	略

別表第2 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (市長への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
略		
28	法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	略
29	法第85条第6項の規定に基づく特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	略
略		
42	法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	略
43	法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	略
略		

別表第4 (第2条関係)

租税特別措置法関係手数料

項	区分	金額
1	租税特別措置法 (略	略

	<p>以下この表において「法」という。) 第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ又は第28条の4第3項第7号イ若しくは第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>				<p>以下この表において「法」という。) 第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ又は第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査</p>		
2	<p>法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号若しくは第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ又は第28条の4第</p>	略	略	2	<p>法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号若しくは第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第</p>	略	略

3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	
略	

別表第6（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（2の項に規定する審査を除く。）	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合 ア 一戸建ての住宅 新築の場合 8,000円 増築又は改築の場合 13,000円 建築を伴わない場合 13,000円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる共同住宅等の床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築

4項第15号ニ又は第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	
略	

別表第6（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（2の項に規定する審査を除く。）	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出された場合 ア 一戸建ての住宅 新築の場合 8,000円 増築又は改築の場合 13,000円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる共同住宅等の床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築

物の床面積の合計をいう。(2)イにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 500平方メートル以内のもの
新築の場合 17,000円
増築又は改築の場合 25,000円
建築を伴わない場合 25,000円
- (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
新築の場合 28,000円
増築又は改築の場合 42,000円
建築を伴わない場合 42,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの
新築の場合 52,000円
増築又は改築の場合 78,000円
建築を伴わない場合 78,000円
- (エ) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
新築の場合 78,000円
増築又は改築の場合 118,000円
建築を伴わない場合 118,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
新築の場合 115,000円
増築又は改築の場合 173,000円
建築を伴わない場合 173,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
新築の場合 199,000円
増築又は改築の場合 300,000円
建築を伴わない場合 300,000円
- (キ) 20,000平方メートルを超え

物の床面積の合計をいう。(2)イにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 500平方メートル以内のもの
新築の場合 17,000円
増築又は改築の場合 25,000円
- (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
新築の場合 28,000円
増築又は改築の場合 42,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの
新築の場合 52,000円
増築又は改築の場合 78,000円
- (エ) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
新築の場合 78,000円
増築又は改築の場合 118,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
新築の場合 115,000円
増築又は改築の場合 173,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
新築の場合 199,000円
増築又は改築の場合 300,000円
- (キ) 20,000平方メートルを超え

30,000平方メートル以内のもの
新築の場合 257,000円
増築又は改築の場合 386,000円
建築を伴わない場合 386,000円

(ク) 30,000平方メートルを超えるもの

新築の場合 300,000円
増築又は改築の場合 451,000円
建築を伴わない場合 451,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建ての住宅

新築の場合 57,000円
増築又は改築の場合 85,000円
建築を伴わない場合 85,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 500平方メートル以内のもの
新築の場合 127,000円
増築又は改築の場合 194,000円
建築を伴わない場合 194,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
新築の場合 200,000円
増築又は改築の場合 306,000円
建築を伴わない場合 306,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの
新築の場合 389,000円
増築又は改築の場合 599,000円
建築を伴わない場合 599,000円

(エ) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

30,000平方メートル以内のもの
新築の場合 257,000円
増築又は改築の場合 386,000円

(ク) 30,000平方メートルを超えるもの

新築の場合 300,000円
増築又は改築の場合 451,000円

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建ての住宅

新築の場合 57,000円
増築又は改築の場合 85,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる共同住宅等の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 500平方メートル以内のもの
新築の場合 127,000円
増築又は改築の場合 194,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
新築の場合 200,000円
増築又は改築の場合 306,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの
新築の場合 389,000円
増築又は改築の場合 599,000円

(エ) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

		<p>新築の場合 692,000円 増築又は改築の場合 1,068,000円 <u>建築を伴わない場合 1,068,000円</u></p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 1,185,000円 増築又は改築の場合 1,832,000円 <u>建築を伴わない場合 1,832,000円</u></p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 2,187,000円 増築又は改築の場合 3,384,000円 <u>建築を伴わない場合 3,384,000円</u></p> <p>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 3,123,000円 増築又は改築の場合 4,832,000円 <u>建築を伴わない場合 4,832,000円</u></p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 3,824,000円 増築又は改築の場合 5,919,000円 <u>建築を伴わない場合 5,919,000円</u></p>
略		
3	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（4の項に規定する審査を除く。）	略

		<p>新築の場合 692,000円 増築又は改築の場合 1,068,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 新築の場合 1,185,000円 増築又は改築の場合 1,832,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 新築の場合 2,187,000円 増築又は改築の場合 3,384,000円</p> <p>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 新築の場合 3,123,000円 増築又は改築の場合 4,832,000円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 新築の場合 3,824,000円 増築又は改築の場合 5,919,000円</p>
略		
3	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（4の項に規定する審査を除く。）	略

略

略

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査手数料の新設等の概要

1. 条例改正事項

別表第2 建築基準法関係（令和4年5月31日施行）

- 建築基準法第85条及び第87条の3における項ずれ関連の改定

別表第4 租税特別措置法関係（令和4年4月1日施行）

- 連結法人に係る規定の削除に伴う該当条項の削除

別表第6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係（令和4年10月1日施行予定）

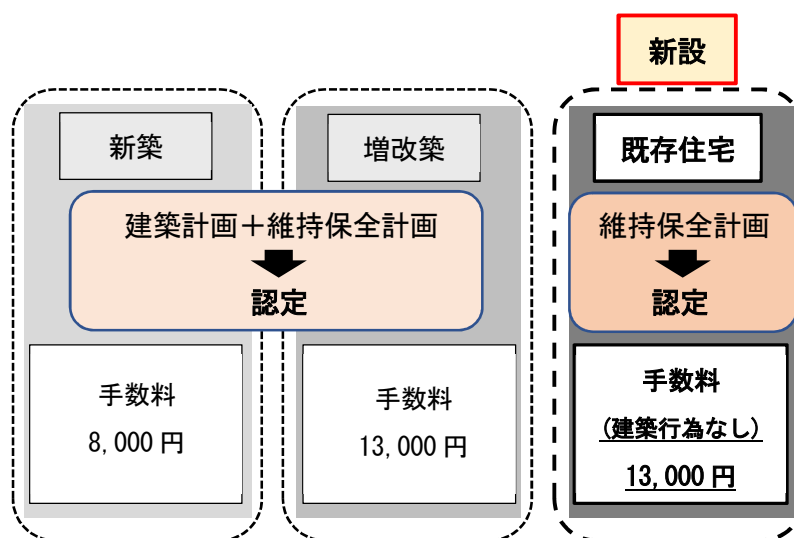
- 既存住宅における認定申請制度の創設に伴う審査手数料の新設→2. 法改正の概要へ

2. 法改正の概要

優良な既存住宅に対する認定制度の新設（長期優良法第5条第6項）

長期使用構造等に該当する既存住宅について、建築行為なしで長期優良住宅の認定が可能となる制度の創設

◎一戸建ての住宅の場合における審査手数料（住宅性能表示制度等の審査を活用した場合）



認定申請において審査する技術的基準の項目

- ①耐震性 ②維持管理・更新の容易性 ③省エネルギー対策 ④劣化等級 ⑤劣化対策
- ⑥維持保全計画 ⑦住戸面積 ⑧居住環境 ⑨災害配慮

◎メリット

長期優良住宅の認定を受けた場合：固定資産税、所得税、登録免許税、不動産取得税の減額
(既存住宅については、所得税の減額のみ対象)